

令和7年度私立認可保育所集団指導 質問回答一覧

質問		回答	
概 要	指導検査結果の公表	令和6年度指導検査結果が公表されるのはいつ頃ですか。	指導検査結果については集計の兼ね合いで、例年6月下旬頃公開しています。令和6年度の指導検査結果については、豊島区ホームページに公開済みです。令和7年6月19日付メール（件名：令和6年度指導検査結果一覧および令和7年度集団指導資料のホームページ公開について）にて、各園へ公開の旨ご連絡いたしました。なお、現在公開されている内容は令和7年6月1日時点の結果となりますので、改善中の施設につきましては、適宜情報を更新してまいります。
	指導検査の年間予定	指導検査日の年間予定をご提示いただきたい。	基本的には私立認可保育所への一般指導検査は1年おきの頻度で実施していますが、前回指導検査の内容の確認など、必要な場合はこの期間が短くなることもあります。年度当初には、その年度に実施する一般指導検査の対象とする候補園は決定しておりますが、公表は差し控えさせていただきます。ご了承ください。
	指導検査の年間予定	指導検査実施日程について、年間であらかじめ日程を決めていただくことは難しいのでしょうか。年間の行事などもあるため前もって予定に組み込むことが出来ると大変いいと思う。	基本的には私立認可保育所への一般指導検査は1年おきの頻度で実施していますが、前回指導検査の内容の確認など、必要な場合はこの期間が短くなることもあります。年度当初には、その年度に実施する一般指導検査の対象とする候補園は決定しておりますが、公表は差し控えさせていただきます。やむを得ない事情での検査日の変更はご相談とさせていただきます。ご了承ください。
	指導検査の年間予定	一般指導検査の実実施計画が原則、年度当初に決定しているとのことですが、当園が今年度の検査対象になっているか知りたい。	基本的には私立認可保育所への一般指導検査は1年おきの頻度で実施していますが、前回指導検査の内容の確認など、必要な場合はこの期間が短くなることもあります。年度当初には、その年度に実施する一般指導検査の対象とする候補園は決定しておりますが、公表は差し控えさせていただきます。ご了承ください。
	質問回答	実地検査について質問が出ましたが、豊島区側の回答が明確でないように思えました。分かりやすい回答をお願いいたします。	今回のアンケートの質問・回答につきまして、「実地検査の日程が近い実地検査前には回答を」とのご質問（ご意見）をいただきました。「個別の回答について、できるだけ早く行う」と回答をさせていただきました。ご質問内容が、法令例規基準等の解釈に及ぶようなものであった場合などのときは、区として回答をする前に国や都、他自治体にも照会を行うこともありますので、回答までお時間をいただくこともあります。明確なお答えとはなりません、何卒ご了承ください。
法令等の参照場所	最新の法令等や通知（国・都・区）を入手する方法や場所が、区ホームページで検索しても見つからないので、どこかにまとめて掲載してもらえると助かります。	保育所の運営管理、保育内容、会計経理について、最新の法令・通知等も反映している「私立認可保育所指導検査基準」（集団指導資料）をぜひご活用いただければと思います。なお、法令・通知等の条文につきましては、区に関する情報は、「豊島区例規集・要綱集」をご確認いただき、国、都などそれぞれの法令例規等の詳細につきましては、それぞれのホームページをご確認いただければと思います。	
運 営 管 理	職員の健康診断	職員が年度途中で退職した場合、職員健康診断をその年度で受けていない場合は前年度の受診が半年経過していなければ大丈夫でしょうか。	職員の健康診断について、労働安全衛生規則上は、1年以内ごとに1回の健康診断との規定となっております。ご質問の場合「前年度の受診から半年経過していない」状況であれば、「1年以内ごとに1回」となるものと思われます。
	保育安全計画の周知	保育安全計画を保護者に周知する必要があるとありますが、周知の方法はどのような対応が望ましいか。	安全計画の周知については、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に周知の方法が例示されております。ご確認ください。
	避難訓練	避難訓練について、早朝及び夕方の時間帯に消火・避難訓練を行った場合、月1回実施と数えてよいか。	避難及び消火訓練は、それぞれ「月1回以上の実施」であれば、必ずしも一連の流れで行なわなくても構いません。早朝と夕方に消火と避難訓練をセットで1回ずつ行った場合は、2回と計上可能ですが、原則として人数の多い時間帯での実施が望ましいです。
	避難訓練	避難訓練について、園外保育中（散歩先の公園）に地震発生を想定し、避難訓練を実施する、加えて消火訓練は同日職員にて実施する。→これは月一回の訓練実施と考えてよいか。	「消防計画」に基づいた避難経路を用いて、施設の中から外への避難が避難訓練となります。散歩先の公園での訓練は、区条例で定める避難訓練にはあたりません。また、施設内ではなく散歩先の公園等での消火訓練は、区条例で定める訓練にはあたりません。
保 育 内 容	職員の配置基準	早番の職員配置について、通常2名体制で対応していますが、職員一名が都合により到着できず、代替職員も間に合わず、やむを得ず一時的に複数の児童の受け入れを保育士1名で行うこととなってしまいました。	保育を利用する児童の安全に配慮する必要があります。配置基準上は理由の如何、時間の長短を問わず、常時2人以上の配置が必要です。緊急時の連絡体制等を園で再度確認するなど対策をご検討願います。
	開所時間内の職員配置	開所時間において、行事で午前中に終わりその後園児の預かりがないとしても11時間を充たす時間は職員1名以上を配置していなければいけないのでしょうか。また、園外の行事においても同様でしょうか？	園児の預かりが無い時間があっても、11時間開所時間中は職員1名以上の配置をお願いします。
	児童の健康診断	児童の園区管理で、健康診断や身体測定を行っているが、身体測定の中に「頭位」と「胸囲」を含む必要はあるか。	児童の健康診断は、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うものとされていますが、「頭囲」、「胸囲」の測定項目の記載はございません。
	3歳未満児の個別指導案	「3歳未満児は個別指導案が必要」とあることから、2歳児クラスは全員年度内記載が必要と認識しています。「3歳未満児」という表記ですが、3歳になった月からその子は個別指導案は必須ではなくなる。ではなく、2歳児クラスまで（0歳児クラス～2歳児クラス）は個別指導案が必要という認識でよいでしょうか？	3歳になった月から個別指導案は必須ではなくなります。ただし園の取り扱いとして、2歳児クラスまで個別指導案が必要とされるのであれば、園の方針として質の向上に資するものとなりますので、そのまま個別指導案を作成していても問題ありません。
給食の配膳方法	「給食の配膳方法」については、原則調理室で配膳するよう指導があったが、バイキング形式で保育室で園児が自分で取り分けている事例あると聞いている。給食の配膳方法について、どのような考えで実施したらよいか。	給食等の盛付・配膳については、調理室ではなく、保育室内で（バイキング形式等）行うとしても、必ずしも基準に反するものではありません。ただし、衛生管理上の問題（食中毒発生及び異物混入のおそれ等の観点）から、調理室内で盛付・配膳を、職員が行うよう助言指導をしています。保育室で盛付・配膳を行うとき、衛生的な配膳について十分な安全配慮ができるよう検討したうえで判断してください。なお、感染症の流行時期などは、感染症まん延防止の観点から、調理室で職員による実施が望ましいとしています。	
会 計 経 理	随意契約時の見積	随意契約に関して、長年使用して委託契約をしている機器が故障をしてしまい新たに購入する場合は、やはり3社の見積が必要となるか。早急に必要な場合もある。	随意契約に関しては、「社会福祉法人指導監査実施要綱 別紙 指導監査ガイドライン」に例示されていますので、ご確認ください。判断が難しい個別事情のときは、あらかじめ個別にお問い合わせいただければと思います。